

高山市での入湯税の使途

【平成 29 年度 入湯税の税収額】

2億 3,845 万円

【入湯税を活用した平成 29 年度事業】

●観光振興事業

2億 3,845 万円

- ・観光宣伝推進事業（観光客向けパンフレット等の作成など）
- ・観光誘客推進事業（全国誘客キャンペーンなど）
- ・飛騨高山ウルトラマラソン開催事業
- ・観光協会等補助金（市内の観光協会が連携して行うTV・WEB等での広告宣伝事業への補助など）
- ・海外戦略推進事業（海外からの観光客誘致に向けてのPRなど）



※高山市では、入湯税を観光振興のための財源として活用しています。

<参考>

①入湯税は次の目的の費用に充てるために、入湯客に課される税です。

(地方税法第 701 条)

- ・環境衛生施設の整備
- ・鉱泉源の保護管理施設の整備
- ・消防施設等の整備
- ・観光の振興（観光施設の整備を含む。）

②高山市では入湯客に対して、1 日 150 円(1 泊 2 日は 1 日換算)の入湯税をお願いしています。(高山市税条例第 154 条の 4)

高 山 市